

新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版環境整備事業) 事業評価会

評価者のコメント

プロジェクト 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト
代表機関 日本ユニシス株式会社
共同提案組織 ビジネス支援図書館推進協議会、株式会社ミクプランニング

(1)これまでの実績に対する評価 (青:高い評価、赤:低い評価、緑:留意すべき事項)

●具体的にガイドラインのたたき台が作られたことを評価するが、たたき台とはいえ、あまりにコンテンツ提供者からの視点が強く出過ぎており、公共図書館の公共性や意義といった視点がなさすぎると思われる。また海外調査がなされ、有益な情報が提供されている点は今後役に立つものと評価するが、調査対象となった地域において、なぜあれほど電子書籍が図書館で利用されているのかといった分析があまりなされておらず、さらにいえば、日本の公共図書館では、なぜ世界の先進事例とは異なり電子書籍の利用がなされないのかといった点についての検討がなされておらず、またそれがガイドラインに反映されていないのは残念である。

●もう少し将来を見越した調査、パイロットプログラムを実施してほしかった。

●公共図書館の視点から、電子書籍を収集・運用するモデルに関するいろいろなガイドラインが策定されたとともに、実験調査が行われた点は評価できる。

●図書館における電子書籍の利用については、電子機器が普及している日本の状況に比べて、大変に遅れていることは明白であるが、何が問題点になっているかということがこの調査によって明確になったと思われる。

●成果物であるガイドラインは、「利活用」というよりも「提供」のレベルにとどまっている。ネットや他の電子書籍との連動、閲覧記録に基づく他の書籍の推薦など、電子書籍の特徴を活かして初めて「利活用」といえるのではないか。その点で、成果は不十分である。評価C

●図書館における電子書籍取り扱いのガイドラインの整理がなされた。

(2)今後の取組に対する評価、留意点 (青:高い評価、赤:低い評価、緑:留意すべき事項)

●公共図書館の公共性と利用者の視点を十分に加味したガイドラインが作成されることを期待する。また、電子書籍の長期保存について、法定納本図書館である国会図書館の役割と考えられているのかもしれないが、公共図書館においても、考慮すべき点はあるのではないかとと思われる。これについてもガイドラインに何らかの言及がなされることを期待する。

●是非、図書館コミュニティで引き続き議論を続けてほしい。

●提案されたガイドラインは、まだ不十分な点も多く、さらなる改定をすべきである。また、様々なサービスを提供するシステムであるクラウドのアーキテクチャに関してもさらなる検討を加えるべきである。

● 図書館における電子書籍の利活用は大きく2つに分けられる。

国会図書館所有の書籍データの提供を受けて、これを国会図書館並みに利用者による検索・閲覧と図書館による31条のコピーサービスができるようにすることであり、社会的にコンセンサスはこれを可とするところに来ている。ここでの問題は、図書館に存在しない(購入していない)図書データを国会図書館から受けて利用者に提供することの是非である。利用者・図書館は是とする意見であろうが、著作者・出版社の実質的利益(権利)の侵害は公共の名の下に許容されるところではない。この研究を行うべきである。他は、すでにある商用サービスとしての電子出版を図書館に導入し、利用者に提供することである。これを公共サービスとして行うコンセンサスが形成されているかは疑問である。いずれにしても、これは商用サービス事業者とのライセンスで形成される場所であって、公費をもって賄われるべきサービスとまでは言えないのではないか。利用者が図書館の場を借りて自己の費用でサービスの提供を受けるという体制で充分である。格別このための実証実験等を行うまでもないと思料する。

● 電子書籍について個別に契約するのではなく、ガイドラインが設定する基準に従って対応がスムーズになることが望ましい。しかし、その前提として公共貸与権や図書館価格など、出版社や著作者の権利に有償で対応するシステムが必要である。

● 図書館協会にて継続する活動に期待したい。評価B

● やや消極的に感じられるので、電子書籍に対する図書館としての役割に関する一般的な諸問題とガイドラインを明確にした上で、個々の問題に取り組んで頂きたい。